

令和4年度

定期監査報告書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員



4 東広監第33号  
令和4年9月29日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様  
東京都後期高齢者医療広域連合長 様  
東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 様

東京都後期高齢者医療広域連合

監査委員 清水 耕次

監査委員 水島 道徳

令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について、別紙のとおり提出します。



## 令和4年度定期監査報告書

### 1 監査の対象及び範囲

東京都後期高齢者医療広域連合の部局において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された令和3年度の財務に関する事務及び事業執行に係る事務

### 2 実施期間

- (1) 書面監査 令和4年6月1日から令和4年6月24日まで
- (2) 事情聴取 令和4年8月31日

### 3 監査の方法

東京都後期高齢者医療広域連合監査基準に則り、主管部（課）から提出された財務に関する監査資料、関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査、並びに関係責任者に対する事情聴取を実施した。

### 4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い、適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計処理、契約締結時の財務事務及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理をされ、最少の経費で最大の効果が上がっているか。

### 5 監査の結果

上記主たる観点到重点をおき監査を行ったところ、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。

### 6 総括・意見

本広域連合においては、令和4年1月末には、被保険者数が160万人を超え、制度開始当初（平成20年4月）の約106万人と比較すると約51%の増加となっている。また、財政面では、令和3年度における医療給付費の支出額は1兆3,633億円となり、平成20年度の7,446億円と比較して約83%の増となった。

こうした中、令和3年度においては、第8期保険財政期間（令和4・5年度）の保険料率改定を行った。改定にあたっては、葬祭事業・審査支払手数料・保険料未収金補填に係る経費の特別対策や広域連合独自の所得割額軽減措置を継続し、被保険者の負担軽減を図った。加えて、令和2・3年度における剰余金を保険料率の算定に見込むことにより、適切な料率改定となるよう努めた。

また、近年の医療費の増に対応する医療費適正化の取り組みとして、令和3年度も引き続きジェネリック医薬品差額通知事業等を実施し、一月当たりの軽減効果額については、6億2,900万円余の効果を上げている。このほ

か、歯科健康診査補助事業、柔道整復師の施術の療養費適正化事業、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費適正化事業を継続するなど、医療費適正化の一層の推進を図った。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等への対応として、傷病手当金の支給や保険料の減免を実施した。

以上のように、令和3年度においても、本広域連合は、国の制度改革の動向に対応しつつ、都内の全市区町村と連携・協力し、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、円滑な制度運営に努めた。

こうした経過を踏まえ、被保険者数や財政規模が極めて大きい本広域連合において、その組織的特性をも十分考慮し、今年度の定期監査を通じて次の二点を要望する。

第一は、事務の確実な執行である。

本年度においても起案文書や検査証の押印漏れ、日付や記載事項の誤り等があった。これらについては毎年、注意事項として挙げられており、小さなミス常态化が、やがては大きなミスにつながりかねないため、重要な文書や誤りやすい事務は、危機管理の視点からチェックの仕方等を検討した上で組織として徹底するなど、より一層の注意を払われたい。なお、令和4年1月以降、勤怠管理システムを導入したことにより、職員の勤怠管理事務を効率化し、当該事務の適切な執行に改善が見られた。一方で、文書管理システム・財務会計システム等の一部現行システムにおいては、システム同士が連携しておらず二度に渡って同じ内容を入力しなければならずミスを誘発してしまうおそれがあること、一部紙処理が残っていること等、仕様上の制限等により運用で対応している事務については、必要に応じて改修を検討する等、各課連携の上で、改善をされたい。

また、近年は実務経験が浅い職員が多く異動してくる現状を踏まえると、事務を円滑に進めるためには、文書・契約・支出事務の能力の向上を図ることが不可欠である。「文書事務の手引き<起案・決定・施行編>」、「文書事務の手引き<保存・保管・廃棄編>」、「契約マニュアル」、「会計事務の手引き」の活用とOJT等の充実により、一層の文書事務の適正化が進むことを望むものである。また、事務の引継ぎの重要性を鑑み、引継ぎルールを遵守されたい。併せて効率的な事務を推進する上で、派遣者中心の執行体制を見直すことも肝要と考える。

第二は、支出の適正化である。

コロナ禍の中、歳出予算の執行率については、前年度に比べ一般会計、後期高齢者医療特別会計ともに上がっているが、新型コロナウイルス感染拡大の収束はいまだ見通せず、日々状況は変化している。予算の執行状況を注視し予測をすることはもちろん、感染の動向や社会経済状況の調査・研究により、適正な予算の立案をするなど、最少の経費で最大の効果が得られるようあらゆる角度から努力されたい。また、契約については、定められた手続きに沿って適正に行い、支出することが肝要であり、外部からの誤解や不信を招かないようにされたい。

団塊の世代が本年より75歳となり始める中、今後も、後期高齢者の医療給付

費をどう抑制していくかは最も大きな課題である。不正・不当な支出の防止、支出済のものの点検による適正化はもとより、被保険者の意識啓発や健康増進を通して医療給付の低減につながる取組がより重要となってくる。

国においては、人生100年時代の到来を視野に入れ、社会保障全般にわたる持続可能な改革が検討され、令和2年度から健康増進と健康寿命の延伸等を目的とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を推進するための体制整備等が行われることとなった。こうした状況を踏まえて、本広域連合が令和2年1月に改定した第2期広域計画や令和3年4月に策定した第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）などに基づき、医療費適正化施策等を今後も着実に推進することを望むものである。

なお、監査の際に見受けられた事務上の軽微な指摘事項については、改善を指示し、すべて是正済みである。